

改正

平成27年4月1日告示第51号

平成28年3月11日告示第14号

みやき町身体障害者自動車改造費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、身体障害者が就労等に伴い自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障害者の社会復帰を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 自動車改造費の助成を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、町内に居住地を有する者で、次の各号のいずれにも該当する障害者とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の一部を改造する必要がある者
- (3) 市町村民税が非課税の者（申請の受理日の属する月が4月から6月である場合にあっては、前年度の市町村民税が非課税の者）

(対象経費及び助成額)

第3条 助成事業の対象経費は、自動車の改造に直接要した費用とする。

2 助成額は、10万円を限度とし、1車両につき1回限りとする。

(助成の申請)

第4条 申請者は、身体障害者自動車改造費助成申請書（様式第1号）に、改造を行う業者の見積書を添えて町長に申請するものとする。

(助成の決定)

第5条 町長は、前条の申請書の内容を審査し、助成が適当と認めるときは、身体障害者自動車改造費助成決定通知書（様式第2号）により、助成が適当と認められないときは、身体障害者自動車改造費助成却下通知書（様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 申請者は、自動車改造が完了後速やかに身体障害者自動車改造費助成金交付請求書（様式第4号）を提出するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成した額の一部又は全部について返還させることができる。

(1) 自動車の改造が申請書の内容と相違するとき。

(2) 改造した自動車をその目的外に使用したとき。

(台帳の整備)

第8条 町長は、この事業に関する必要事項を把握するため、自動車改造助成簿を整備するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成27年4月1日告示第51号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月11日告示第14号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第5条関係)

様式第4号 (第6条関係)